

新たな時代の産業の振興と基盤の 維持に向けて

令和2年6月29日

全 国 知 事 会

新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

我が国では、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。このような労働力の確保や労働生産性の向上といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う飲食業やサービス業などの売上激減や、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減退による販売や生産の落ち込み、さらには、米中貿易摩擦、英国のEUからの離脱など海外発の下方リスクなど、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

しかし、こうした社会・経済環境の大きな変化は、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンスに変える」機会でもある。新型コロナウイルス感染症対策に伴いオンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、オンライン診療などの規制緩和が進む一方で、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなど雇用関係によらない働き方や店舗のバーチャル化など地理的制約を超えた新しいビジネスモデルが生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させ、生産性の向上・新たな付加価値の創出を図ることで、日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

そして、地方の持つ様々な特徴や強みと多様な人材・資源によりイノベーションを創出すること、加えてそれぞれの実情に応じた「攻め」の産業振興や地域を支えてきた経済基盤の維持・確保に取り組んでいく必要もある。

国は地方の集合体であり、地方が元気になることが、日本国全体の繁栄につながるものであり、国と地方がそれぞれの責任を共有し、地方創生の実現を目指し、未来へ進んでいくため、国において次のとおり措置を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

(1) 第四次産業革命がもたらす先端技術による地域産業の高度化

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図っていく必要がある。

このため、中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等による情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。また、地方において

不足している技術者の確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化も行うこと。

併せて、デジタル技術を活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計が急速に進展する中で、世界に先駆けて未来の生活を先行実現するためのスーパーシティ構想や、イノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化するに当たっての試行錯誤を許容する地域型の規制サンドボックス制度を早期に実現すること。

(2) デジタル社会を担う人材育成等の推進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、EdTechコンテンツやSTEAM学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、AIやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 地域課題解決に向けた基盤整備

5G等のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においてこそ、医療、教育、農林水産業、働き方改革、モビリティなど様々な分野の地域課題解決の大きな手段となるものであり、これらの地域で恩恵を享受できるよう、光ファイバ網や5G等のデジタル社会を支える情報通信インフラの確保は必要不可欠である。

このため、光ファイバ網の未整備地域の早期解消、公設光ファイバ網の維持管理・更新への支援の充実、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。

また、光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。

(4) スマート農業の推進

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により労働力不足が顕在化する中、一層の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、導入コストに見合う適応可能な経営規模等の条件の明確化をしつつ、幅広い品目・地域に対応する技術開発・実証を更に進めるために、スマート農業実証プロジェクトの支援を継続するとともに、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成や機械等導入への支援を強力に進めること。

また、活用が進むドローンで使用可能な登録農薬の拡大推進を始め、スマート農業に適したほ場整備や、通信基地設置への支援などの環境整備を進めるとともに、遠隔操作ロボット農機の利用を早期に実現させること。

2 地域経済の好循環に向けた「攻め」の産業振興

(1) 農林水産業の成長産業化

多様化する国内外の需要に対応しつつ、他業種との連携や新技術の活用を進めようとする経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助を拡充すること。

また、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向けて、経営感覚に優れた人材に対する農地や農業用施設などの経営基盤の集積・集約化を推進し、林業や水産業の体質強化に資する基盤整備への財政措置を充実させるとともに、農林水産物のブランド価値を高める取組を推進すること。

併せて、農業分野における多様な労働力の確保や障害者の就労、生きがい等の場を創出するため、「農福連携等推進ビジョン」に定める目標の達成に向けた取組を推進すること。

(2) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠である。

このため、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体等へ切れ目なくつなぐシステムを構築するため、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の機能を担う各地の日本貿易振興機構（JETRO）の機能強化を図ること。さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(3) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長に伴う需要の拡大は我が国の中小企業等にとって追い風となっており、積極的に海外需要を取り込んで成長につなげていく必要がある。

このため、有望な技術や商品等を有する中小企業・小規模企業者の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングやサプライチェーンの多元化に対する支援策を充実・強化すること。

(4) 農林水産物・食品の輸出力の強化

検疫面での相手先国の輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、GLOBAL GAP 等の国際的な認証取得の推進、ハラールなど海外の多様なニーズに対応した食品の販路拡大などへの支援を行うこと。また、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む産地への支援を拡充すること。

さらに、世界的な日本食の浸透と合わせて、マーケット拡大の潜在的な可能性が高い日本酒や梅酒・焼酎等の日本産酒類について、ワインやウイスキー等と差別化した魅力や楽しみ方、適切な保管方法などを外国人に啓発し、海外での認知度向上やブランド化を進めること。

(5) 新たな働き方改革に向けた取組の推進

働き方改革関連法により、中小企業においても、本年4月から時間外労働の上限規制が適用され、来年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなっており、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、各種支援策の企業のニーズに沿った柔軟な運用やより一層の支援強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(6) 雇用関係によらない働き方に向けた環境整備について

第四次産業革命の進展により、仕事は従来の「企業単位」から「プロジェクト単位」に変化しつつある一方で、今回の新型コロナウイルス感染に伴いフリーランスなど企業や組織に属さない働き手に対する支援拡充の必要性が明らかになった。

今後もこうしたフリーランスなど企業や組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、新しい教育・人材政策、労働市場、雇用制度の変革が不可欠であり、円滑に働くことができるよう必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討すること。

(7) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学連携の推進

産業競争力強化のためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、企業と大学等の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

そのため、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

併せて、近年、我が国の研究力に係る国際的地位が低下していることに鑑み、政府研究開発投資の拡充をはじめとする産業競争力の強化に向けた取組を推進すること。

3 地域経済の基盤の維持・確保

(1) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

①中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報により、事業承継に対するマイナスイメージの払拭を図ること。

また、令和3年度から統合が予定されている事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事務局については、全国一律で統合を求めるのではなく、各地域の実情に合わせた対応を可能とすること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、自治体の審査事務の簡素化も図ること。

②多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(2) 農林水産物等の風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設や農業用ハウス、定置網等農漁業の生産施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減、適切な管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調整機能の強化や水産物の生産・流通機能の確保対策など防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、緊急対策終了後も同様の対策に係る予算確保や地方財政措置を継続すること。

(4) 活力ある農山漁村の実現

持続的な農山漁村の発展のため、地域ぐるみによる農地の保全の取組、地方が行う森林や漁村の多面的機能の発揮に対する支援を着実に進めること。

また、地域の人口減少に伴い拡大する荒廃農地及び鳥獣被害に対する、国の財政的支援を充実させること。

さらに、安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実、水産資源の維持増大を図ること。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会